

太田まちづくり市民会議 第1回会議 議事概要

日 時	平成29年11月22日(水) 17:30~19:30
場 所	太田市役所 本庁舎10階 政策推進会議室
出 席 者	(委員) 伊藤委員、塚本委員、福嶋委員、大川委員、金成委員、小林委員、仲野委員 (事務局) 企画部：田中部長、企画政策課：青木参事、前原課長補佐、桑子主事

1. 開会

2. 委嘱状交付

企画部長より各委員へ委嘱状交付

3. 挨拶

企画部長より挨拶

4. 自己紹介

各委員より自己紹介

5. 協議事項

5.1. まちづくり市民会議について

事務局より本会議の主旨等について説明

(会議の主旨)

合併を契機に制定した「太田市まちづくり基本条例」について、社会情勢の変化等を踏まえ、太田市にふさわしいものであり続けているかどうか見直しを検討することを主な目的として開催する。

(委員の構成)

「行政の自分ごと化」を主旨として開催した住民協議会の委員を対象に募集し、応募のあった4名を市民委員とし、有識者3名と合せ、計7名の委員で構成する。

5.2. 会長、副会長選出

立候補等なかったため事務局案を提示し賛同の意を確認

(事務局案)

会長は住民協議会でコーディネーターを務めた伊藤委員とし、副会長は住民協議会に参加した市民委員の中から互選、もしくは会長の指名により決定することとしたい。

- ・ 会長 伊藤委員
- ・ 副会長 小林委員

(以降、会長により進行)

5.3. 太田市まちづくり基本条例について

会長 太田市まちづくり基本条例の構成を確認すると、前文から第2章までが条例の理念を示しており、第3章以降は特定の分野について示している。今日はまず前文から第2章までを確認したいと思うが、その前に見直しの検討方法について、考えてみたい。

(見直しの検討方法について)

会長 資料として条例の解説書があるが、この位置づけはどうすべきだろうか。

委員 解釈権を持っている市の解釈をまとめたものだと思う。解説書も見直しの議論の対象となるだろう。

会長 そう考えると、見直しを検討するにあたり3つの方法がある。

(条例見直しの検討方法)

①. 条例そのものに問題があると考えられる場合：

⇒条例改正

②. 条例には問題がないが、解説書に問題があると考えられる場合：

⇒解説書の改正

③. 条例と解説書には問題がないが、施策等に反映されていない場合：

⇒施策等について提言

(前文～第2章の内容確認)

解説書により事務局から説明

(文言について)

会長 条文の言葉の使い方が整っていないように思う。第3条であえて言葉の意味を定義しているにもかかわらず、違う言葉を使っている箇所もある。

基本的なところだが、ここは直す必要があるのではないか。

(指摘のあった言葉)

- ・ 「市」の意味
- ・ 「市の執行機関」と「行政」の使い分け
- ・ 「者」と「もの」の使い分け
- ・ 「わたしたち」の意味
- ・ 「参画」と「参加」の使い分け
- ・ 「市の執行機関」と「市議会」の順序
- ・ 第4条(5)の主語

委員 条例制定時の見落としによるものと考えられる。事務局で整理して改正案を示してほしい。

(条例の周知について)

委員 この条例は、一般の市民に理解されないと意味がないと思う。解説編も読んでみたが難しい。市の職員だけが理解するだけではなく、もっとわかりやすくなりたいだろうか。

委員 まだ直すところはあるが、市民に伝えやすく作ろうとしている意図は読み取れる。他の条例で語尾が「ですます調」になるようなものはない。

会長 第2条に書かれている最高規範性を考慮すると、この条例は一部の市民が知っていればいいというものではない。「この条例は特に市民が知るべきもの」だということを理念の部分に書いた方がいいかもしれない。

(市民の立場について)

委員 この条例のキーワードの一つに「協働」がある。協働はお互いに対等な関係が原則であると思うが、主権者である市民と議会や行政を対等として扱ってよいのだろうか。

委員 ちなみに、市民には3つの立場がある。

(市民の3つの立場)

- ・ 主権者としての市民
- ・ 行政と一緒にまちづくりをするパートナーとしての市民
- ・ 行政サービスの利用者としての市民

全ての市民が3つの立場を持っている。まちづくりのパートナーとしての市民との協働もちろんあるが、主権者としての市民の立場をまず言って

おく必要がある。条文によって市民の捉え方が変わるの仕方はないことだが、前文に「主権者である市民の意思に基づいて」と入れるとよいのではないか。

（行政の責務について）

- 会長 この条例の目的として、第1条に市民の権利と責任を明らかにすることと書いてあるが、行政の責務については触れられていない。
- 事務局 第9章に行政及び議会の役割と責務を規定している。
- 委員 第9章を厚くする議論も必要かと思う。
- 会長 行政が主語となる条文の語尾は「します」や「しなければなりません」、「責務を有します」となっている部分もあるが、第1条の目的の部分にも行政の責務を規定すべきではないか。

（前文について）

- 委員 前文に「多くの国の文化と共生する地域の特性を生かしながら」と記載されているが、他国の文化との共生を図る前に国内における他地域の文化との共生を謳ったほうがよいのではないか。
- 委員 太田市に住む外国籍の人は多い。市役所市民課の窓口も日本語以外にポルトガル語など多言語に対応している。
- 委員 まちづくり基本条例で「他国との文化との共生」について言及している自治体はあまり見かけない。太田市の特色と言っているのではないか。
- 委員 前文に「ヒトと自然環境と産業が調和した」と書かれているが、畑や山林を太陽光発電にするのはいかがなものかと思う。
- 委員 太田市のパンフレットにも太陽光発電推進のまちと紹介されており、産業との調和という点は押さえているように思う。
- 委員 前文に「各地に人権意識の高い先達」とあるが、何を指しているのか。新田義貞や中島飛行機のことか。
- 会長 文化と人権意識は違うように思う。一般的には、同和問題に関するものと考えられる。事務局には確認願いたい。

5.4. その他

会長 次回は、第3章以降について議論したい。具体的には、住民協議会で議論したいくつかの論点のうち、普遍的なものをまちづくり基本条例と照し合
せたいと考えている。

6. 閉会

事務局より次回日程等について説明